

藤枝市中小企業強靱化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、自然災害、感染症等の不測の事態が生じた場合に備え、事業継続計画、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（以下「BCP等」という。）に基づき、その実効性向上や災害対応力強化のため必要となる、防災設備、機器等の導入を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合、同条第1号の2の事業協同小組合又は同条第4号の企業組合をいう。
- (2) 事業継続計画 自然災害、感染症その他の緊急事態が発生した場合において、損害を最小限に抑え、事業の継続及び早期の復旧を図るために、平常時に行うべき活動及び緊急時における事業の継続のための手法、手段等を事前に取り決めた計画をいう。
- (3) 事業継続力強化計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18条）第50条第1項の事業継続力強化計画をいう。
- (4) 連携事業継続力強化計画 中小企業等経営強化法第52条第1項の連携事業継続力強化計画をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、藤枝市内に店舗、工場又は事業所を有する中小企業者等で次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 事業継続計画を策定していること。
- (2) 事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画について経済産業省の認定を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、中小企業者等が営業に関して必要な許認可を

取得していないときは、補助金を交付しない。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付対象となる経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助回数)

第5条 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
- (4) B C P等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知する。

(交付の条件)

第8条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が

困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書（第5号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第3号様式）
- (3) 補助事業の完了を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第10号様式）を提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>B C P 等の実効性向上や災害対策の強化を行っていく上で必要となる、次に掲げる設備等（災害等の発生時以外に専ら使用されるもの及び法令上備え付けることが義務付けられているものを除く。）の導入に要する経費。</p> <p>(1) 自家発電装置、蓄電池等</p> <p>(2) 緊急地震速報システム及び従業員等の安否確認を行うためのシステム</p> <p>(3) 非常時対応のための通信機器等</p> <p>(4) データバックアップサーバー、データバックアップシステム</p> <p>(5) 飛散防止フィルム、転倒防止装置等（設置費用を含む）</p> <p>(6) 土嚢、止水板、排水ポンプ等</p> <p>(7) 感染症対策のための消毒装置等（設置費用を含む）</p> <p>(8) 飛沫感染対策のための仕切用アクリル板等（設置費用を含む）</p> <p>(9) 従業員の安全確保のために必要となる備蓄品（非常食、簡易トイレ、毛布等）</p> <p>(10) その他市長が必要と認めた設備</p>	1 / 2 以内	50 万円

備考

- 1 上表の規定にかかわらず、次の経費は補助対象経費に含まない。
 - (1) 設備等に係る消費税及び地方消費税
 - (2) 設備等のリース経費
 - (3) 設備等の維持管理経費
 - (4) 直接人件費
- 2 当該事業に係る経費について、寄附金その他の収入があるときは、その寄附金その他の収入額を控除した額とする。